Manulife
マニュライフ生命

マニュライフ生命の無配当終身保険

こだわり終身保険v2

低解約返戻金型

商品パンフレット

マニュライフ生命保険株式会社

2015年4月

終身保険は、未来に受け渡していく「財産」です。

たとえば、次の世代に受け渡す。

死亡保険金は、のこされたご家族の生活を支えるとともに、
もし受取人が奥様やご主人であれば、そこに長年連れ添った伴侶への思いを込めることができます。
もし、受取人がお子様やお孫様などであれば、
次の時代を担う新しい世代への、力強いメッセージとなります。

たとえば、未来の自分に受け渡す。

終身保険は掛け捨てではないので、解約した場合、解約返戻金が戻ってきます。
将来の状況によっては、老後資金などに活用するために、
保険の一部または全部を解約するという選択肢も視野に入れて、
ご契約いただくことができます。

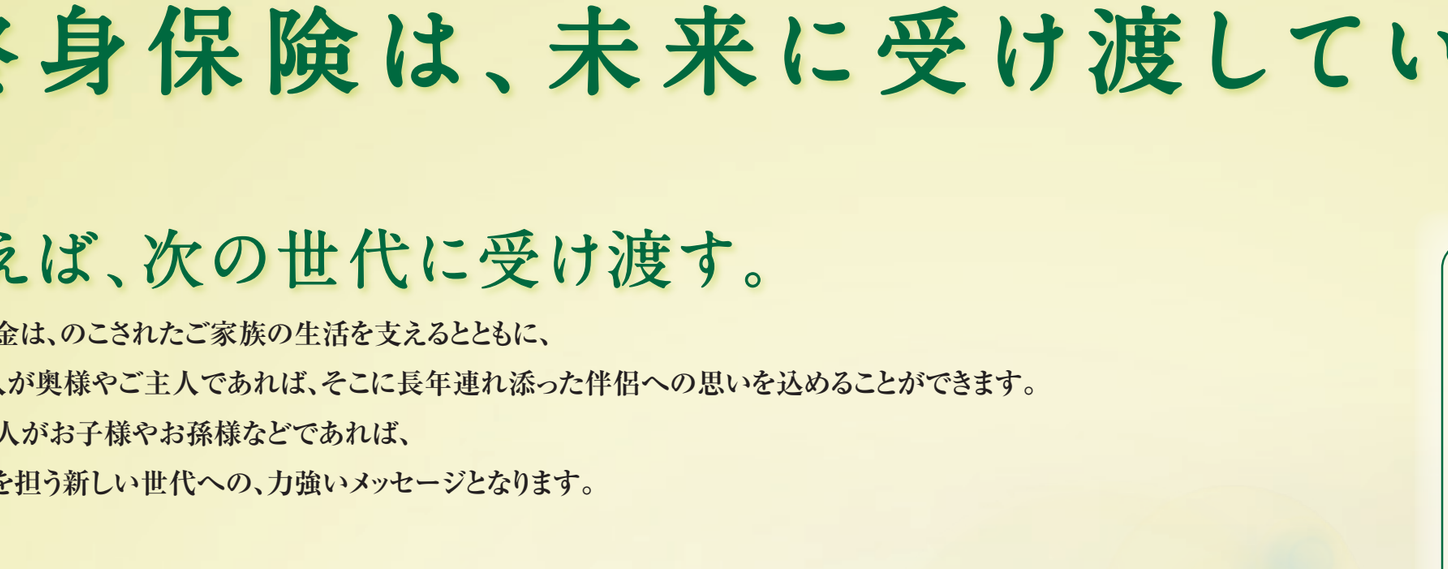

「こだわり終身保険v2」の特長

1 一生涯にわたって保障される

万一のときは、ご家族のもとに保険金が届けられ、当座の出費（葬儀代や医療費の清算など）やその後の生活資金などに充てることができます。

2 計画的な相続に活用できる

死亡保険金受取人を指定できるので、生前に財産の受け渡し先を明確にしておくことができます。つまり、保険を活用して計画的に財産を相続させることが可能になります。

3 将来に向けた資金準備にも活用できる

老後資金などを計画的に築く手段としても、ご活用いただくことができます。

※保険料払込期間中の解約返戻金の金額は払込保険料総額を下回ります。

解約返戻金 → 老後資金など

4 タバコを吸わない方は保険料が割安に

非喫煙者保険料率が適用された場合、保険料が割安となります。

参照 P5をご覧ください。

5 特定疾病にも備えられる

ガン　急性心筋梗塞　脳卒中

特定疾病保険料払込免除特則を適用することで、年齢とともにリスクが高くなる特定疾病（ガン・急性心筋梗塞・脳卒中）に備えることができます。

参照 P6をご覧ください。

しっかり備えながら、未来に向けて財産を築いていく。
さまざまな「こだわり」が、あなたの安心づくりをサポートします。

1 保険料にこだわる

保険料払込期間中の解約返戻金を低く抑えることで、保険料負担の軽減をはかっています。**非喫煙者保険料率**もご用意しています。
「保険料を安くすること」にこだわった保険です。

2 払込期間にこだわる

保険料の払込期間は、20年・30年・終身払のほか、一定の年齢（35・40・45・50・55・60・65・70・80・90歳）で保険料を払い終えるプランなどをご用意しています。* 現役時代に払い終えるプランであれば、高齢になった後に保険料の負担がないので安心です。

＊「特定疾病保険料払込免除特則:あり」とした場合はお取り扱いが異なります。

参照 裏表紙をご覧ください。

3 解約返戻金にこだわる

保険料払込期間（低解約返戻金期間）満了後もご契約を継続していただくと、多くの場合、解約返戻金は払込保険料総額を上回ります。

※低解約返戻金特則の適用により、保険料払込期間中の解約返戻金は、特則を適用していない場合の解約返戻金の70%（低解約返戻金割合）の水準となります。終身払の場合は一生涯、低解約返戻金期間が継続します。また、ご契約年齢・性別によっては、解約返戻金が払込保険料総額を上回らない場合もあります。くわしくは設計書などでご確認ください。

＋ 特定疾病に備える

特定疾病保険料払込免除特則を適用すると、保険料払込期間中にガン・急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態になったとき、以後の保険料の払い込みが免除されます。

参照 P6をご覧ください。

<しくみ図>

ご契約例

- 無配当終身保険Ⅱ型（低解約返戻金特則付）
- 死亡・高度障害保険金額／1,000万円
- 保険料払込期間／65歳満了
- 特定疾病保険料払込免除特則／あり
- 月払保険料／18,140円
- 被保険者／30歳・男性
- 保険期間／終身
- 保険料払込方法／口振扱月払
- 特約／なし

※標準保険料率の場合

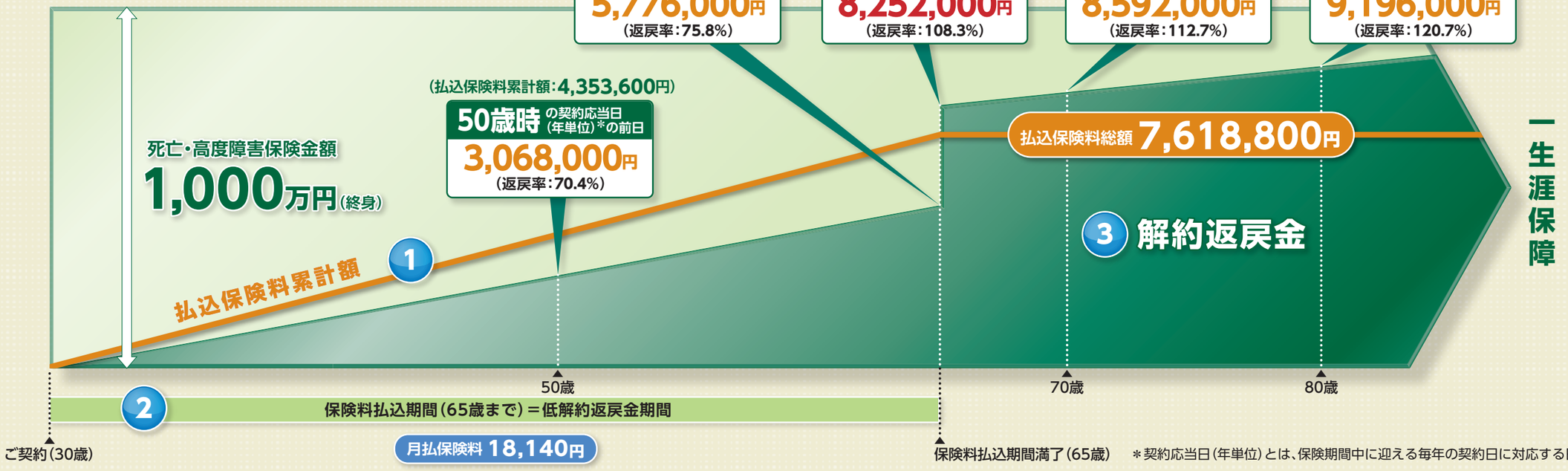

＊契約応当日（年単位）とは、保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことです。

上図の場合の解約返戻金額・払込保険料累計額・返戻率の推移

＊小数　点第2位切捨て

経過年数	標準保険料率：月払保険料 18,140円		
	解約返戻金額 A	払込保険料累計額 B	返戻率*A／B
5年	635,000円	1,088,400円	58.3%
10年	1,461,000円	2,176,800円	67.1%
20年	3,068,000円	4,353,600円	70.4%
30年	4,813,000円	6,530,400円	73.7%
40年	8,592,000円	7,618,800円	112.7%
50年	9,196,000円	7,618,800円	120.7%

経過年数	非喫煙者保険料率：月払保険料 16,660円		
	解約返戻金額 A	払込保険料累計額 B	返戻率*A／B
5年	589,000円	999,600円	58.9%
10年	1,358,000円	1,999,200円	67.9%
20年	2,885,000円	3,998,400円	72.1%
30年	4,592,000円	5,997,600円	76.5%
40年	8,280,000円	6,997,200円	118.3%
50年	8,995,000円	6,997,200円	128.5%

タバコを吸わない方なら保険料が割安に

上記ご契約例において

非喫煙者保険料率が適用された場合

非喫煙者保険料率は、過去1年以内に喫煙をしていないこと等（喫煙歴については告知に加え弊社所定の検査を実施させていただきます。）が適用の条件となります。

月払保険料 16,660円

●このページに表示している「解約返戻金額」「払込保険料累計額」「返戻率」などの数値は、ご契約時の契約内容が表示の経過年数に達するまで変更なく継続したものとして算出しています。

●左表の数値は、経過年数の末日における数字です。

非喫煙者保険料率について

非喫煙者保険料率が適用されると、保険料は、ここまで割安になります。

［ご契約例］

- 死亡・高度障害保険金額／1,000万円
- 保険期間／終身
- 保険料払込期間／65歳満了
- 保険料払込方法／口振扱月払
- 特定疾病保険料払込免除特則／あり
- 特約／なし　の場合

＜30歳男性の場合の月払保険料例＞

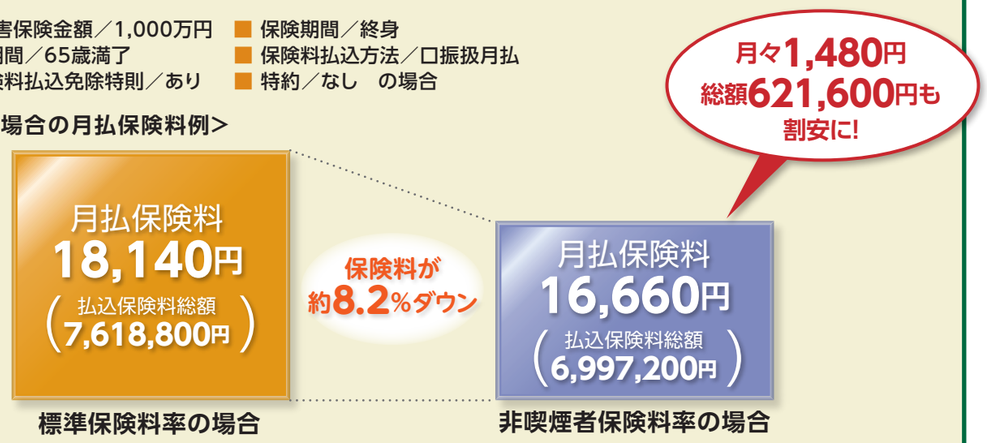

タバコを吸わない方のほうが保険料が割安です。（上記ご契約時の男女別保険料例）

喫煙者の場合

■ 男性（標準保険料率）

契約年齢	月払保険料	払込保険料累計額
20歳	13,120円	7,084,800円
25歳	15,270円	7,329,600円
30歳	18,140円	7,618,800円
35歳	22,100円	7,956,000円
40歳	28,410円	8,523,000円
45歳	37,920円	9,100,800円
50歳	52,240円	9,403,200円
55歳	84,110円	10,093,200円

■ 女性（標準保険料率）

契約年齢	月払保険料	払込保険料累計額
20歳	12,360円	6,674,400円
25歳	14,440円	6,931,200円
30歳	17,170円	7,211,400円
35歳	20,840円	7,502,400円
40歳	26,570円	7,971,000円
45歳	35,040円	8,409,600円
50歳	47,570円	8,562,600円
55歳	75,770円	9,092,400円

非喫煙者の場合

■ 男性（非喫煙者保険料率）

契約年齢	月払保険料	払込保険料累計額
20歳	12,120円	6,544,800円
25歳	14,070円	6,753,600円
30歳	16,660円	6,997,200円
35歳	20,250円	7,290,000円
40歳	25,960円	7,788,000円
45歳	34,600円	8,304,000円
50歳	47,730円	8,591,400円
55歳	77,440円	9,292,800円

■ 女性（非喫煙者保険料率）

契約年齢	月払保険料	払込保険料累計額
20歳	11,590円	6,258,600円
25歳	13,510円	6,484,800円
30歳	16,030円	6,732,600円
35歳	19,410円	6,987,600円
40歳	24,720円	7,416,000円
45歳	32,580円	7,819,200円
50歳	44,340円	7,981,200円
55歳	71,220円	8,546,400円

●このページに表示している「払込保険料累計額」の数値は、ご契約時の契約内容が表示の経過年数に達するまで変更なく継続したものとして算出しています。

保険料の払込免除について

特定疾病で所定の状態になったとき、以後の保険料の払い込みを免除します。

特定疾病保険料払込免除特則

●ご契約時に特定疾病保険料払込免除特則を適用した場合、被保険者が保険料払込期間中にガン・急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態になったとき、それ以後の保険料の払い込みを免除します。

●払込免除になった場合は、その払込免除事由の発生時に、一時に保険料の払い込みがあったものとしてお取り扱いします。また、以後の解約返戻金は低解約返戻金割合を用いず計算しますので、下記の例のようになります。

※主契約に特別な条件をつけてご契約をお引受けする場合、この特則を適用することはできません。

例

下記のご契約で40歳のとき特定疾病で所定の状態に該当した場合

- 被保険者／30歳男性
- 死亡・高度障害保険金／1,000万円
- 保険期間／終身
- 保険料払込期間／65歳満了
- 保険料払込方法／口振扱月払
- 特定疾病保険料払込免除特則／あり
- 特約／なし
- 月払保険料／16,660円
  ※ノンスモーカー料率の場合

〈イメージ図〉

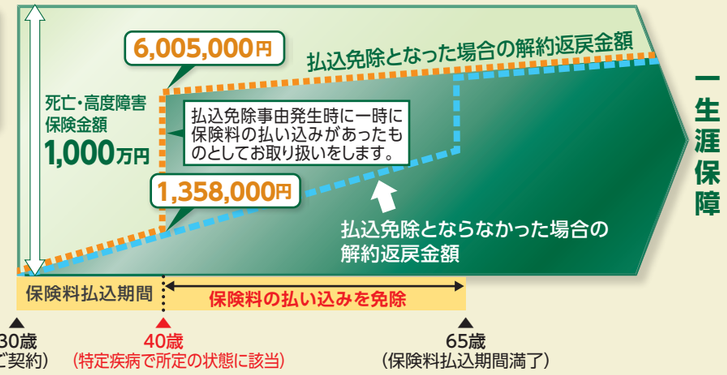

特定疾病保険料払込免除特則による保険料の払込免除事由は以下のとおりです。

特定疾病	保険料の払込免除事由
悪性新生物（ガン）	ガン責任開始日以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンに罹患したと医師によって診断確定されたとき ご注意 ●上皮内ガンおよび皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンは保険料払込免除の対象とはなりません。 ●ガン責任開始日とは、責任開始期（告知もしくは第1回保険料相当額の領収日のいずれか遅い時）の属する日からその日を含めて91日目をいいます。 ●ガン責任開始日の前日以前にガンに罹患したと診断確定されていた場合には、保険料の払い込みは免除しません。この場合、ガンと診断確定されてからその日を含めて6か月以内にご契約者からお申し出があったときは、この特則は無効となります。
急性心筋梗塞	責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中	責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害・運動失調・麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

特定疾病保険料払込免除特則の適用あり・なしにかかわらず、被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に所定の身体障害の状態に該当されたとき、以後の保険料の払い込みを免除します。

参照 「不慮の事故」および「所定の身体障害状態」につきましては「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

「特定疾病保険料払込免除特則」によって保険料の払込免除事由に該当した場合とは異なり、解約返戻金は保険料の払込免除がなかった場合と同様に推移します。

ご確認ください

■保険金のお支払いと免責事由

保険金の種類	支払事由	受取人	免責事由
死亡保険金	被保険者が責任開始期以後に死亡されたとき	死亡保険金受取人	①責任開始日（復活日）から3年以内の自殺 ②ご契約者または死亡保険金受取人の故意 ③戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として高度障害状態に該当されたとき	被保険者	①ご契約者または被保険者の故意 ②被保険者の犯罪行為 ③戦争その他の変乱

●お支払事由に該当し、保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

■加入条件

種類	保険料払込期間	保険料率	特定疾病保険料払込免除特則 適用なし 保険料払込期間	契約年齢（満年齢） 最低	契約年齢（満年齢） 最高	特定疾病保険料払込免除特則 適用あり 保険料払込期間	契約年齢（満年齢） 最低	契約年齢（満年齢） 最高	最低保険金額*2	最高保険金額*2	保険金額単位	最低保険料（特約保険料を含む）
無配当終身保険Ⅱ型（主契約）	短期払（20年満了）	非喫煙者	20年	20歳	70歳	20年	20歳	50歳	200万円	7億円	10万円	〈月払〉3,000円 〈半年払〉17,000円 〈年払〉35,000円
		標準		0歳			16歳					
	短期払（30年満了）	非喫煙者	30年	20歳	60歳	30年	20歳	40歳				
		標準		0歳			16歳					
	短期払（歳満了）	非喫煙者	35、40、45、50、55、60、65、70、80、90歳	20歳	保険料払込満了時年齢-10歳	35、40、45、50、55、60、65、70歳	20歳	保険料払込満了時年齢-10歳				
		標準		0歳			16歳					
	終身払	非喫煙者	終身	20歳	90歳	取り扱いなし						
		標準		0歳								
無配当新災害割増特約			主契約の保険料払込期間と同じ*1	4歳	80歳	取り扱いなし			100万円	主契約の死亡保険金の1.0倍または1億円のうち低い金額		

*1 主契約が終身払のときは90歳とします。

*2 弊社の他の保険契約と通算しますので、詳しくは弊社プランライト・アドバイザー（担当者）にご確認ください。また、告知（診査）の内容または被保険者のご契約年齢・ご職業によっては、契約をお引受けできなかったり、保険金額を制限させていただく場合があります。

■付加できる特約について

以下の特約を付加することができます。

- 無配当新災害割増特約
- 無配当年金特約
- 指定代理請求特約
- リビング・ニーズ特約
- 無配当年金支払移行特約

■指定代理請求特約について

●指定代理請求特約は、被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者ご自身が請求できない所定の特別な事情（病気やケガで意思表示ができない場合など）があるときに、被保険者の代理人としてあらかじめご指定いただいた「指定代理請求人」がその被保険者に代わって請求することができる特約です。

ご契約のご検討・お申し込みに際してはこの商品パンフレットのほか、「契約概要」「重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」「ご契約のしおり/約款」を必ずご確認ください。

弊社の担当者（生命保険募集人）は、お客様と弊社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して弊社が承諾したときに有効に成立します。なお、お客様が生命保険募集人の権限等に関しまして、確認をご希望される際には、ご遠慮なく下記のマニュライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

マニュライフ生命保険株式会社

〒163-1430　東京都新宿区西新宿3-20-2
東京オペラシティタワー30階

コールセンター　**0120-063-730**
受付時間／月～金 9:00～17:00（祝日・12/30～1/3を除く）
www.manulife.co.jp

●担当は

2015年4月作成

（登）マニュライフ（営統）15-10617（27.2.25）195911